

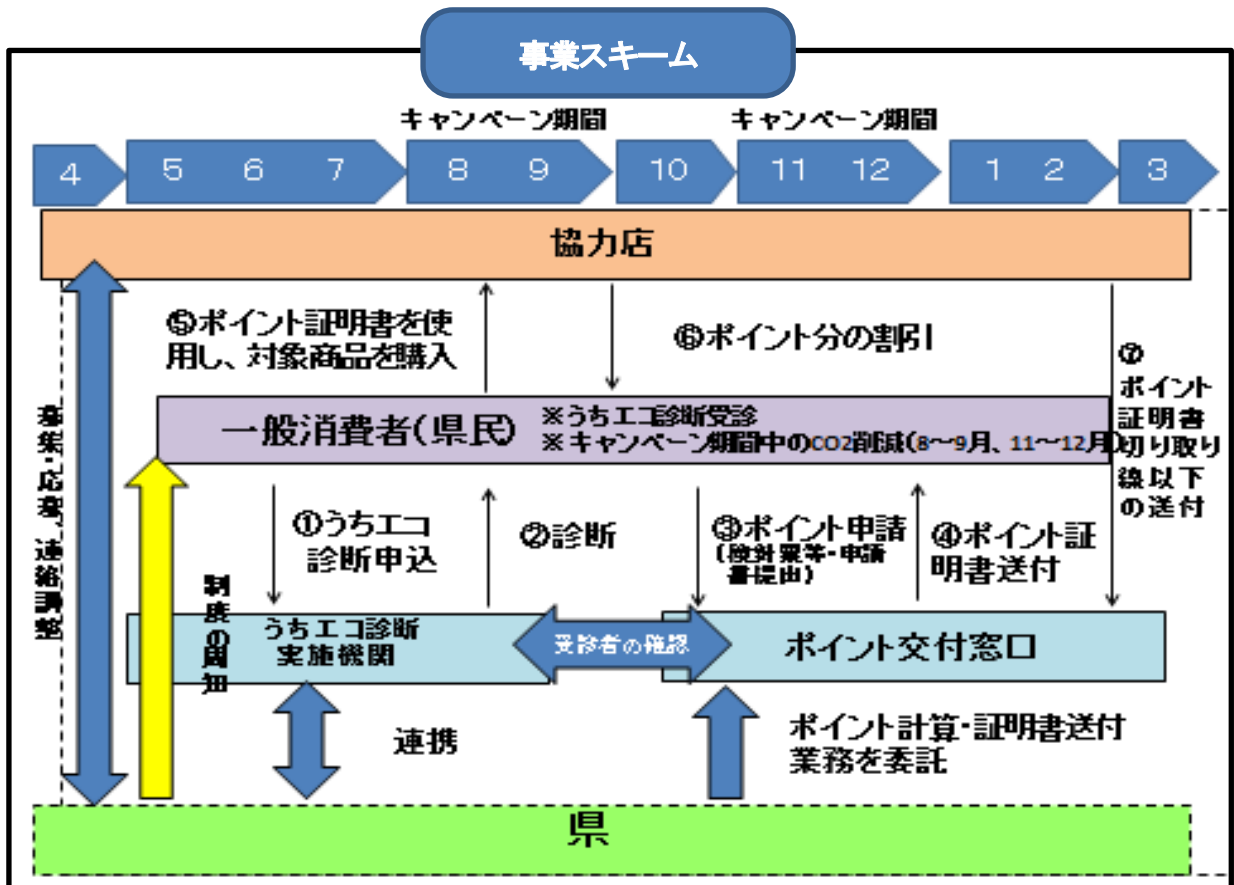
平成 30 年度低炭素ライフスタイル普及促進事業(CO2CO2(コツコツ)がんばるポイント制度)
CO2CO2 がんばるポイント引換協力店募集要項

1 趣 旨

この要項は、うちエコ診断を受診した者及びうちエコ診断を受診した上でCO2CO2(コツコツ)がんばるキャンペーン(以下「キャンペーン」という。)期間中に節電等に取り組み前年同月に対して二酸化炭素排出量を削減した者に対して、省エネ家電等を購入する際にポイント数に応じた商品割引の特典を受けることができるCO2CO2(コツコツ)がんばるポイントを付与する低炭素ライフスタイル普及促進事業(CO2CO2(コツコツ)がんばるポイント制度)実施要領第9条の規定に基づき、ポイント数に応じて商品割引の特典を付与するCO2CO2がんばるポイント引換協力店(以下「協力店」という。)を公募するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

別添「平成30年度低炭素ライフスタイル普及促進事業(CO2CO2(コツコツ)がんばるポイント制度)実施要領」(以下「実施要領」という。)の定めるところによる。



◆ポイント交付の概要(実施要領第5条、第6条、第7条、第16条)

- キャンペーン期間中(「平成30年8月1日から平成30年9月30日」及び「平成30年11月1日から平成30年12月31日」)にCO2削減行動に取り組んだ対象者は、ポイント交付窓口のポイント発行申請書及び証拠書類を提出する。
- ポイント交付窓口は、別記3の数値を用いて対前年比二酸化炭素削減量の計算を行

う。対前年同月比で削減した二酸化炭素排出量 1 kg-CO2 につき 1 ポイントを付与したポイント証明書を作成し、対象者に送付する。ただし、「平成 30 年 8 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日」及び「平成 30 年 11 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日」の期間に削減した二酸化炭素排出量を合算して、ポイントを交付することはできない。

- 対前年比の二酸化炭素削減量の計算に際して、小数点以下が生じた場合、小数点第一位を四捨五入するものとする。
- ポイントの使用期間内（平成 30 年 5 月 14 日から平成 31 年 3 月 11 日）において、ポイント交付窓口が、対象者に対しポイント証明書を交付する。
- 申請者がうちエコ診断受診者であることの確認をうちエコ診断実施機関に行った上でポイント証明書を対象者に送付する。

◆ポイント引換の手続き（実施要領第 6 条、第 8 条）

- ポイント数に応じた商品割引の特典区分は別記 1 のとおりとする。なお、商品の割引をする際、割引額に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てる。
- ポイントを使用できる対象商品は、別記 2 のとおりとする。
- ポイントは、実施要領の規定に基づき登録を受けた協力店でのみ使用することができる。
- 対象者がポイント証明書を協力店に持参し、対象商品の商品割引特典を受けられることができる期間は、平成 30 年 5 月 14 日から平成 31 年 3 月 11 日までとする。
- 使用可能期間を経過したポイントは無効とする。

別記 1

対前年同月比二酸化炭素削減量 1kg-CO2 当たり 1 ポイントを付与する。
ポイント数又はポイント付与の条件に応じた区分で、店頭表示価格からの割引を行う。

ポイント数又はポイント付与の条件	店頭表示価格より
うちエコ診断受診者	3%割引
1ポイント ～ 49ポイント	3%割引
50ポイント ～ 99ポイント	5%割引
100ポイント ～ 149ポイント	8%割引
150ポイント ～	10%割引

ただし、協力店毎に割引率の上限を設定することができる。

※表中の 3%、5%、8%、10%より選択すること

- 例) A店 5%割引を上限に設定
B店 10%割引を上限に設定

170ポイント（10%割引）のポイント証明書を所持している者がB店で商品を購入する際には、店頭表示価格より10%割引で対象商品を購入することができるが、A店で購入する際には、5%割引での購入となる。

別記2 対象商品

省エネ基準達成率 100%以上の省エネ製品のうち 右記の品目	エアコン
	テレビ
	ストーブ
	ガス調理機
	電気便座
	ジャー炊飯器
	電子レンジ
	DVD レコーダー
省エネ基準達成率 72%以上の電気冷蔵庫・電気冷凍庫	
節水シャワーヘッド	
LED 電球・LED 照明	

別記3 排出係数

電気・ガスの検針票などの対前年同月比で削減できた使用量に下記の排出係数を乗じて、対前年同月比の二酸化炭素削減量を算出する。

なお、二酸化炭素削減量を算出する際、小数点以下が生じた場合には、小数点第一位を四捨五入することとする。

種類	排出係数	備考
電気	0.651 kg-CO ₂ /kWh	四国電力平成 27 年度実績
都市ガス	2.29 kg-CO ₂ /Nm ³	四国ガスHP (平成 29 年度) より
	2.21 kg-CO ₂ /m ³	Nm ³ →m ³ に換算するため、単位発熱量に 0.967 を乗じて算出した。
LPガス	3.0 kg-CO ₂ /kg	日本LPガス協会HP (平成 29 年度) より
	6.55 kg-CO ₂ /m ³	

◆協力店の責務（実施要領第 14 条）

- ポイントの使用可能期間内において、対象者が対象商品を購入する際にポイント証明書を提示した場合は、ポイント証明書を受領し、第 6 条の規定に基づき、ポイントに応じて区分された割引率を適用し、対象商品を販売しなければならない。
- 対象者から提示されたポイント証明書を、あらかじめ送付された見本に基づき、その真偽を確認するものとし、偽造された疑いのあるポイント証明書が提示された場合には、対象商品の割引を拒否するとともに、その旨を速やかに県に報告しなければならない。なお、偽造されたポイント証明書を受領し、商品の割引を行った場

合は、協力店がその責を負うものとする。

- ポイント証明書の真偽の確認後、切り取り線で切り取り、切り取り線より上部は対象者にその場で返却することとし、切り取り線より下部を保管し、ポイント使用可能期間終了後、ポイント交付窓口に送付しなければならない。
- ポイント証明書の保管及び管理は、この要領に基づき、細心の注意をもってあらなければならない。
- 協力店であることを示すポスターを消費者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- この要領及び第 22 条の規定に基づき県が定める事項を遵守しなければならない。
- その他、本事業の目的に反する行為を行ってはならない。
- 協力店は、対象商品を分かりやすく表示することに努めなければならない。
- 協力店は、その責めに帰すべき理由により、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

3 応募の要件

協力店となることができる店舗は、愛媛県内に事業所又は店舗を有し、対象者に対象商品を直接販売している者であること。ただし、次に掲げる事業者を除く。

- (1) 愛媛県の入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けているもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されているもの
- (3) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの。
- (4) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの。
- (5) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているもの。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

4 募集期間

平成 30 年 4 月 11 日（水）から平成 30 年 4 月 27 日（金）午後 5 時まで

5 応募手続

- (1) 協力店となることを希望する事業者は、募集期間内に低炭素ライフスタイル普及促進事業（CO2CO2(コツコツ)がんばるポイント制度）CO2CO2 がんばるポイント引換協力店登録申請書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、愛媛県県民環境部環境局環境政策課に郵送、FAX、メールにより提出すること。【4月27日必着】
- (2) 県は、事業者から提出のあった登録申請書を審査し、適当と認めるときは、協力店として登録するとともに、県ホームページ等により公表する。
- (3) 協力店は、登録申請を行うにあたって、当該店舗での商品割引の上限を設けることができる。ただし、別記1表中の3%、5%、8%、10%より選択すること。
- (4) 協力店の登録は無料とする。

6 審査の方法

愛媛県県民環境部環境局環境政策課において、提出された登録申請書等に基づき審査し、適当と認められた事業者を、協力店として登録する。

7 事業実施スケジュール（予定）

平成30年4月27日（金） 登録申請書提出期限
平成30年5月9日（水） 協力店の登録
平成30年5月14日（月） キャンペーン開始
平成30年5月14日（月） ポイント交付開始、ポイント引換開始

8 問い合わせ及び申請書提出先

愛媛県 県民環境部 環境局 環境政策課 温暖化対策グループ

担当：泉

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2

TEL：089-912-2349

FAX：089-912-2344

様式第2号（第9条関係）

低炭素ライフスタイル普及促進事業（CO2CO2（コツコツ）がんばるポイント制度）
CO2CO2 がんばるポイント引換協力店登録申請書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

低炭素ライフスタイル普及促進事業（CO2CO2（コツコツ）がんばるポイント制度）実施要領及び
CO2CO2 がんばるポイント引換協力店募集要項を承諾のうえ、協力店としての登録を申請します。

※昨年度協力店については、変更が生じた項目のみを記載してください。

ふりがな		
事業所名		
所在地	〒	
担当者職氏名 (公開されません)		
担当者連絡先 (公開されません)	TEL:	FAX:
	E-mail	
	HPアドレス	
協力店舗①	店舗名	上限 %割引まで
	所在地 〒	
	TEL :	FAX :
	HPアドレス	
	営業日・時間	定休日
協力店舗②	店舗名	上限 %割引まで
	所在地 〒	
	TEL :	FAX :
	HPアドレス	
	営業日・時間	定休日

(注) 取扱店舗が書ききれない場合は、別紙で作成してください。

県ホームページ等の広報媒体掲載用に企業ロゴや店舗の写真等を併せてご提出いただきますようお願いいたします。